

コンパクトシティ関連の令和3年度概算要求拡充事項等(概要)

資料3-1

※ 新規・拡充する施策等については、該当箇所が分かるよう赤字にて記載

施策等の名称	制度等の概要	所管
地方創生推進交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生計画に記載された、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業に対して支援。 ・都市のコンパクト化や公共交通ネットワークの形成に関しては、先駆性を有する取組の立ち上がり段階や試行段階の事業経費等を支援可能。 <p>【補助率】 1/2</p>	内閣府 地方創生推進事務局
地域再生エリアマネジメント負担金制度	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアマネジメント団体の財源確保を図るため、平成30年6月に地域再生法を改正し地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設。 ・制度の内容や必要な手続を解説したガイドラインを令和2年3月に改訂。 ・あわせて、本制度の導入を検討するエリアマネジメント団体や自治体に対して、現地訪問等の相談対応を実施中。 	内閣府 地方創生推進事務局
商店街活性化促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗対策等を含む商店街の活性化のために、平成30年6月に地域再生法を改正し、商店街活性化促進事業を創設。 ・同事業と関連する関係省庁予算等をとりまとめたパンフレットを作成し、同事業実施意向のある市町村に対し周知を実施。 	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府 地方創生推進事務局
地域住宅団地再生事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の減少・高齢化等の課題を抱える住宅団地について、多様な世代が安心して住み、働き、交流できる場として再生を図るため、令和2年1月に地域再生法を改正し、地域住宅団地再生事業を創設。 ・同事業の活用等を通じた住宅団地の再生に取り組む地方公共団体に対するハンズオン支援を実施中。(公募の上、令和2年3月30日付で支援対象となる7自治体を選定。) 	内閣府 地方創生推進事務局
体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金)	<ul style="list-style-type: none"> ・子供のスポーツ機会の場や地域住民がライフステージに応じたスポーツに親しむ場(スポーツ文化拠点)として地域経済にも貢献するとともに、災害時には避難所として活用される、スポーツ施設の環境整備の促進(耐震化等含む)を図る。 	スポーツ庁 参事官(地域振興担当)付
農山漁村振興交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農業の振興を通じて、都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市農業の意義の周知、都市農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援。 	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 都市農業室
特定民間中心市街地経済活力向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が認定中心市街地において実施する、地域住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ、経済効果の高い民間プロジェクトに対し、税制優遇、低利融資等の支援を実施。 	経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室

地域の持続的発展のための商業・まちづくり推進事業	・中小小売・サービス業者が地方公共団体と一体となって、「新たな日常」への変化を取り入れながら、商店街等において地域コミュニティ機能を高める取組(商店街等の機能の複合化)を支援するもの。	経済産業省 地域経済産業グループ中心市街地活性化室・中小企業庁商業課
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	・地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。	環境省 大臣官房環境計画課
再エネの最大限導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業	・地域再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定や合意形成に関する戦略策定の支援を行うとともに、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援や持続性向上のための地域人材育成の支援を行うもの。	環境省 大臣官房環境計画課
交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業	・マイカーからの転換を目的としたLRT・BRTの導入に係る経費の一部を支援。	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課
地域公共交通確保維持改善事業	・地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援。 ・上記取組を促進するため、2020年6月に公布された地域公共交通活性化再生法等の一部改正法により、市町村等による地域公共交通計画の策定を法的に努力義務化するなど枠組みを強化した。(令和2年11月27日施行) ・また、令和3年度において、感染症拡大等を受けて輸送需要の大幅な減少に直面している地域公共交通事業者の持続可能な運行確保に向けた支援を要求。(事項要求)	国土交通省 総合政策局 地域交通課
日本版MaaS推進・支援事業	・混雑を回避した移動や、パーソナルな移動など、with/afterコロナにおける新たなニーズに対応したMaaSを推進するため、こうした公共性の高い取組への支援の他、MaaSの実現に必要な基盤整備や、法改正で新設された計画認定・協議会制度の活用等について支援。	国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課
官民連携基盤整備推進調査費	・官民連携による地域活性化に資する基盤整備を推進するため、民間事業活動と一体的に実施する社会基盤整備の事業化検討を支援する。 ・例えば、交通事業者による交通施設の更新、民間事業者による商業施設の改修、不動産会社によるリノベーション等の民間活動事業と一体的に実施する駅前広場、駐車場、アクセス道路等の整備に係る需要予測や概略設計、駐車場等の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性の検討等を支援。	国土交通省 国土政策局 広域地方政策課
住宅市街地総合整備事業(拠点開発型、街なか居住再生型)	・市街地住宅等整備事業において、駅施設整備に対する市街地住宅等整備事業者の負担について支援する。	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室
住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)	・既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新など都市再生の推進に必要な政策課題に、より機動的に対応するため、良質な住宅の供給や地区内の公共施設整備等を行う事業に対し、国が必要な費用の一部を支援する。	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

<p>防災街区整備事業</p>	<p>・密集法に基づき建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める事業手法。老朽化した建築物を除去し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備に対し、国が必要な費用の一部を支援する。</p> <p>【税制措置】 所得税、法人税 等</p>	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 都市局 市街地整備課</p>
<p>住宅市街地総合整備事業 (住宅団地ストック活用型)</p>	<p>・良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備、若年世帯の住替えを促進するリフォーム等を行う事業に対し、国が必要な費用の一部を支援する。</p> <p>【拡充事項】 住宅団地におけるコワーキングスペース等の整備によるテレワーク環境の整備を支援</p>	<p>国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室</p>
<p>スマートウェルネス住宅等推進事業</p>	<p>・高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備や高齢者等の居住の環境整備に関する先導的な取組等に対する支援を実施する。</p> <p>【補助率】 1/10等</p> <p>【税制措置】(サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制) 固定資産税、不動産取得税</p>	<p>国土交通省 住宅局 安心居住推進課</p>
<p>既存住宅・リフォーム市場活性化による住み替えの促進</p>	<p>・既存住宅の質の維持・向上等により既存住宅・リフォーム市場の活性化を図り、ライフスタイル・ライフステージに応じた住み替えの円滑化を図る。</p> <p>【税制措置】(買取再販税制) 登録免許税、不動産取得税</p>	<p>国土交通省 住宅局 住宅政策課 住宅生産課 不動産・建設経済局 不動産課</p>
<p>UR団地における地域医療福祉拠点化の推進</p>	<p>・既存のUR団地において医療福祉施設等の誘致を図り、団地周辺地域も含めた医療福祉拠点の形成を図る。</p>	<p>国土交通省 住宅局 総務課 民間事業支援調整室</p>
<p>UR団地における近接地建替の実施</p>	<p>・改正都市再生機構法(平成27年7月施行)に基づき、UR団地の建替を現地のほか近接地においても実施可能とする。近接地に存する他の公的賃貸住宅団地とUR団地とを連携して再配置すること等により、コンパクトシティの形成を図る。</p>	<p>国土交通省 住宅局 総務課 民間事業支援調整室</p>
<p>市街地再開発事業</p>	<p>・土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。</p> <p>【税制措置】 所得税、法人税、不動産取得税、登録免許税、固定資産税等</p> <p>【拡充事項】 ・長期優良住宅の整備を伴う市街地再開発事業等への支援を強化する。 ・まちの持続的な魅力の向上、都市の防災性の向上等に資する広場等の整備や、地域の実情にあったコンパクトな事業を推進する。</p>	<p>国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課</p>

優良建築物等整備事業	<p>・市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。</p> <p>【拡充事項】 ・改正マンション建替円滑化法で拡充された要除却認定基準に適合する老朽化マンションの再生に対する支援を強化する。</p>	国土交通省 住宅局 市街地建築課
バリアフリー環境整備促進事業	<p>・高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う。</p>	国土交通省 住宅局 市街地建築課
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	<p>・防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者に対して、助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。</p> <p>【拡充措置】 新たな働き方に対応する優良な性能を有する先導的な住宅・建築物の整備への支援を強化する。</p>	国土交通省 住宅局 市街地建築課 都市局市街地整備課
空き家対策総合支援事業	<p>・「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく市町村の取組を一層促進するため、「空家等対策計画」に基づき民間事業者等と連携を行う総合的な空き家対策への支援等を行う。(社会資本整備総合交付金においても同様の支援が可能)</p> <p>【拡充事項】 特定空家等に至る前段階の措置として、接道や敷地規模等の条件から将来的に特定空家等になる蓋然性が高い空き家を除却し、隣接地との敷地統合を行う場合に、除却後の跡地要件を課さないこととする。</p>	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室
公営住宅整備事業 (公営住宅の非現地建替えに対する支援)	<p>・公営住宅の事業主体が既存の公営住宅を除却し非現地への建替えを行う場合、新たに建てられる公営住宅の土地が立地適正化計画に基づく居住誘導区域内であれば、除却費・移転費を助成する。</p> <p>【交付率】 原則50%等</p>	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
地域居住機能再生推進事業	<p>・多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせて子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組みを総合的に支援する。公的賃貸住宅の管理戸数の要件は、原則概ね1,000戸以上としているが、整備地区が三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等以外の居住誘導区域内等に存する場合には、管理戸数の合計が概ね100戸以上であることに緩和している。</p>	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進	<p>・不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を活用した空き家等の再生や公的不動産の利活用事業を、地域においても促進するため、公的不動産等の証券化に関する地方公共団体・事業者等のネットワーク構築、空き家等の再生や公的不動産の活用に向けた不動産証券化のモデル事業支援を実施。</p>	国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課
まちなかウォークブル推進事業	<p>・車中心から人中心の空間に転換し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出に向けて、歩行空間の拡大や公共空間の芝生化、民間用地を活用した公共空間の整備などを重点的・一体的に支援。 令和3年度は、水辺周辺のプロムナードや水上デッキの整備を推進。</p>	国土交通省 都市局 街路交通施設課

都市・地域交通戦略推進事業	<p>・徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様な交通モードの連携が図られた、駅の自由通路等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援。</p> <p>令和3年度においては、以下について支援を拡充。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. シェアサイクル設備や軌道緑化の整備を支援対象に追加 2. まちなかウォークアブル区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設の整備を重点的に支援 3. 法定協議会の設立準備段階におけるコーディネートや駅まち空間の一体的整備に必要な施設を支援対象に追加するとともに、まちなかウォークアブル区域等における施設整備を重点的に支援 4. 踏切対策による安全性向上を図るため、踏切道改良促進法に基づく協議会が策定した計画に位置づけられた事業を支援 	国土交通省 都市局 街路交通施設課
宅地耐震化推進事業	<p>・大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事等に要する費用について支援。</p> <p>・居住誘導区域内において立地適正化計画に位置づけた防災対策として実施する事業について、国費率を嵩上げ(1/4・1/3→1/2)。</p>	国土交通省 都市局 都市安全課
災害ハザードエリアからの移転促進のための税制特例の創設	<p>・災害ハザードエリア内にある施設又は住宅の移転のうち、防災移転支援計画等に基づくものについて、税制上の特例措置を講じる。(R3税制改正要望)</p>	国土交通省 都市局 都市安全課
都市構造再編集中支援事業	<p>・「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的として、個別補助金により支援。</p> <p>・令和3年度の主な拡充事項は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 立地適正化計画に記載する防災指針に位置付けられた事業で災害ハザードエリアから移転する場合、都市機能誘導施設整備の支援要件を緩和。 2. 医療・福祉施設等の整備にあたって、ピロティ化、止水板の設置及び電源設備の高層階設置等の防災対策を行う場合、補助対象事業費の上限額を引き上げ。 3. 大都市の職住近接拠点や、中核都市の副次拠点、地方都市の中心市街地の生活圏におけるテレワーク拠点の整備に対して支援。 4. 職住近接の生活圏の形成のため、「まちなかウォークアブル区域」に小規模な生活関連施設を整備する場合、都市構造再編集中支援事業における支援要件を緩和。 	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市再生整備計画事業	<p>・市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、社会資本整備総合交付金により支援。</p> <p>・令和3年度の主な拡充事項は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致維持向上計画関連のまちづくりに対する国費率の嵩上げ措置期間を延長 等 	国土交通省 都市局 市街地整備課
メザニン支援業務 (民都機構による支援)	<p>・特定の区域において行われる防災や環境に配慮した優良な民間都市開発事業に対して、民間都市開発推進機構によるメザニン資金(貸付・社債取得)の提供を通じて、一般的に調達が難しいとされるミドルリスク性資金を長期安定的に供給。</p>	国土交通省 都市局 まちづくり推進課

<p>官民連携まちなか再生推進事業</p>	<p>・官民連携によるエリアプラットフォームの形成や未来ビジョンの策定のほか、自立自走型システムの構築に向けた国内外へのシティプロモーションや社会実験、コワーキング・交流施設整備等の取組を支援。</p>	<p>国土交通省 都市局 まちづくり推進課</p>
<p>まちづくりファンド支援業務 (民都機構による支援)</p>	<p>・一定のエリアをマネジメントしつつ、当該地域の課題解決に資する、リノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、民間都市開発推進機構と地域金融機関が連携してファンドを立ち上げ、当該事業に対して出資等により支援。リノベーション等の効果を一層高めるため、支払い対価を成果に連動させるソーシャル・インパクト・ボンド手法を導入した民間まちづくり事業への支援を充実。【マネジメント型まちづくりファンド支援事業】 ・景観形成等に資する民間まちづくり事業を、クラウドファンディングによる「志あるお金」の調達と併せ、まちづくりファンドから助成等により支援。【クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業】 ・新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、新たに求められる柔軟な働き方や暮らしやすさの実現のため、老朽ストックを活用したテレワーク拠点やグリーン・オープンスペース等の整備に対して出資等により支援。 【老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド支援事業】</p>	<p>国土交通省 都市局 まちづくり推進課</p>
<p>まちなか公共空間等活用支援業務 (民都機構による支援)</p>	<p>・「居心地が良く歩きたくなるまちなか」形成に向け、都市再生推進法人が官民の公共空間を活用して行う多様な活動(デジタルサインエージ広告の設置、デッキ広場の活用等)を支援。</p>	<p>国土交通省 都市局 まちづくり推進課</p>
<p>まち再生出資業務 (民都機構による支援)</p>	<p>市町村が定める特定の区域において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民都機構が出資を行うことにより、事業の立ち上げを支援。</p>	<p>国土交通省 都市局 まちづくり推進課</p>
<p>居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の創出 【税制措置】 固定資産税・都市計画税</p>	<p>・「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出のため、官民一体となってまちなかの魅力向上を図るための新たな制度に基づき、公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する固定資産税・都市計画税の課税標準額の軽減措置。</p>	<p>国土交通省 都市局 まちづくり推進課</p>
<p>防災公園やグリーンインフラによる災害対応力の強化(都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業)</p>	<p>・地震、風水害、津波等の多様な災害に対応した防災公園や流域治水等と連携したグリーンインフラの整備により、公園緑地の防災・減災効果の更なる強化を図る。</p>	<p>国土交通省 都市局 公園緑地・景観課</p>

<p>市民緑地等整備事業</p>	<p>地方公共団体等が市民緑地契約等に基づく緑地の利用又は管理のために必要な施設整備を行うことで、低・未利用地における外部不経済の発生を防ぐとともに、地域の魅力向上を図るため、低・未利用地を公開性のある緑地とするための取組に対して支援を行う事業である。原則面積要件は2ha以上であるが、居住誘導区域等においては0.05ha以上に緩和している。</p> <p>都市公園が未だ不足している地域において、空き地等を公園的な空間として認定市民緑地を民間主体が整備する場合、園路や広場等の施設整備に支援を実施(間接補助)。令和3年度より、支援対象となる民間主体として、緑地保全・緑化推進法人に加えて都市再生推進法人を追加。</p>	<p>国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室</p>
<p>集約都市形成支援事業 (コンパクトシティ形成支援事業)</p>	<p>・立地適正化計画の作成を支援することにより、都市の中心拠点や生活拠点に生活サービス機能の誘導を図るとともに、その周辺や公共交通沿線に居住の誘導を図る。</p> <p>・コンパクトシティの取組における防災の主流化を進めるため、居住の安全の確保などの防災・減災対策を位置付けた「防災指針」の作成を支援</p>	<p>国土交通省 都市局 都市計画課</p>